

5 日 獣 発 第 65 号

令和 5 年 5 月 15 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

犬等への処置及び証明書発行に係る確認について

このことについて、令和 5 年 4 月 14 日付け 5 動検第 64 号により農林水産省動物検疫所長から別紙のとおり通知がありました。

このたびの通知は、狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法（犬に限る。）に基づく犬等の輸出検疫手続きについて、「犬等の輸出検疫要領」（平成 20 年 10 月 6 日付け 20 動検第 718 号）に基づき実施されており、動物検疫所では、輸出検査申請時に輸出者から提出される動物病院発行の証明書等（ワクチン接種証明、駆虫・投薬証明等）について、家畜防疫官が発行の事実確認を行う必要があると判断した場合に、その獣医師に対して処置及び証明書発行に係る確認を実施していることから、動物検疫所から犬等への処置状況確認のための連絡をする場合があること及びその連絡があった場合にはご協力いただきたいとするものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願い致します。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：栗野

TEL 03-3475-1601

5 動 検 第 64 号
令和 5 年 4 月 14 日

公益社団法人 日本獣医師会長 殿

農林水産省動物検疫所長

犬等への処置及び証明書発行に係る確認について（協力依頼）

日頃より動物検疫に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法（犬に限る。）に基づく犬等の輸出検疫手続については、「犬等の輸出検疫要領」（平成 20 年 10 月 6 日付け 20 動検第 718 号）に基づき実施しているところです。

動物検疫所では、輸出検査申請時に輸出者から提出される動物病院発行の証明書等（ワクチン接種証明、駆虫・投薬証明等）について、家畜防疫官が発行の事実確認を行う必要があると判断した場合に、その獣医師に対して処置及び証明書発行に係る確認を実施しています。

つきましては、動物検疫所から貴会構成員に対して、犬等への処置状況確認のための連絡をする場合があること及びその連絡があった場合には御協力くださいますよう周知方よろしくお願い申し上げます。

犬等の輸出検疫要領

平成 20 年 10 月 6 日付け 20 動検第 718 号
平成 31 年 3 月 29 日付け 30 動検第 1334 号改正
令和 5 年 3 月 31 日付け 4 動検第 1405 号改正

犬等の輸出検疫は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）及びそれらの省令等関係法令並びに本要領に基づき実施する。

なお、本要領で定められる手続については、輸出者の利便性を考慮し、電子メール又は「電子情報処理組織等による動畜産物輸入検査関連事務手続要領」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 673 号）に定める電子情報処理組織等により行うことができるものとする。

1 定義

- (1) 「犬等」とは、犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンクをいい、本要領における犬等の範囲は、「犬等の輸入検疫要領」（平成 16 年 11 月 4 日付け 16 動検第 845 号）に定める定義によるものをいう。
- (2) 「輸出者」とは、犬等を輸出する者又はその代理者をいう。
- (3) 「輸入条件」とは、輸入国政府が犬等の輸入に当たり輸出国に課している検疫に係る条件で、通常、輸出検疫証明書に記載する必要があるものをいう。
- (4) 「動物園動物」とは、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（平成 16 年 4 月 30 日環境省告示第 33 号）第 2（4）に規定される展示動物として飼育され、特別な飼養管理を必要とする犬等をいう。

2 申請前の指導

家畜防疫官は、検疫手続が円滑に実施できるよう輸出者に対して、関係法令及び検疫手続並びに輸出者の責務について説明する。

(1) 検疫手続の説明

家畜防疫官は、輸入国への到着後に、輸入不可とならないよう輸入条件を輸出者に確認させるとともに、必要な措置を輸出前に終了し、輸入条件を満たす根拠となる処置の証明書等を提出するよう指導する。

(2) 動物園動物等動物検疫所以外の場所で検疫を受ける場合

家畜防疫官は、動物検疫所以外で輸出検査を受ける場合「動物園動物

の係留場所の指定要領」（平成 17 年 4 月 14 日付け 16 動検第 1338 号）に準じて、事前に係留場所の指定を受けるよう指導する。

3 輸出検査の申請

- (1) 家畜防疫官は、輸出者に対し、犬にあっては家畜伝染病予防法施行規則（以下「施行規則」という。）第 52 条及び犬等の輸出入検査規則（以下「検査規則」という。）第 3 条に基づき、犬の輸出検査申請書（別記様式第 1 号）、犬以外にあっては動物の輸出検査申請書（別記様式第 2 号）に輸入条件を満たす根拠となる処置の証明書等を添付の上、輸出検査担当の動物検査所長に提出させる。
- (2) 家畜防疫官は、施行規則第 52 条及び検査規則第 3 条に基づき、輸出者に輸出検査の場所及び期日をあらかじめ指示する。

4 輸出検査

(1) 書類検査

- ア 家畜防疫官は、輸入条件を満たす根拠となる処置の証明書等が提出されていることを確認の上、輸出検査証明書作成の準備を始める。
- イ 家畜防疫官は、輸出者から提出された証明書等に確認が必要と判断されたときは、証明書等の発行者に対し事実確認を行う。この際、所有者及び犬等の名前、品種等必要最小限の情報を提供して差し支えない。

(2) 係留検査

ア 係留期間及び係留場所

係留期間及び場所は、輸入条件に規定されている場合を除き、家伝法第 45 条、施行規則第 50 条及び検査規則第 4 条に基づくものとする。

イ 係留期間に実施する検査

家畜防疫官は、マイクロチップ及び身体的特徴に基づき輸出犬等の確認を行った上で、狂犬病（犬にあっては加えてレプトスピラ症）及び輸入条件で求められる疾病についての臨床検査を行う。

臨床検査は、原則として獣医師の家畜防疫官が実施する。ただし、輸入条件において獣医師以外の家畜防疫官による証明が認められる場合は、その限りではない。

なお、動物検査所で実施する精密検査がある場合、家畜防疫官は輸出者と検査内容について認識を合わせ、実施場所や日程を調整す

る。

5 輸出検疫証明書の交付

- (1) 家畜防疫官は、家伝法第 45 条及び検疫規則第 9 条に基づき、輸出者に輸出検疫証明書を交付する。交付前に、申請に基づく証明内容について誤りがないか輸出者に確認させる。
- (2) 交付する輸出検疫証明書は、犬にあっては家伝法第 45 条及び検疫規則第 9 条に基づく犬の輸出検疫証明書（別記様式第 3 号）、犬以外にあっては検疫規則第 9 条に基づく動物の輸出検疫証明書（別記様式第 4 号）に加えて、輸入国が定める様式とする。
- (3) 輸出検疫証明書を書面により直接交付する場合は、家畜防疫官が「動物検疫所行政文書取扱要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 消安第 250 号）に基づき、受領簿等にその接受を記録する。ただし、必要がある場合には、輸出者の同意を得た上で受領簿等に署名を受ける。

6 輸出犬等の日本への輸入が予定されている場合の輸出者への指導

- (1) 家畜防疫官は、輸出犬等の日本への輸入予定が狂犬病の予防注射及び同病の抗体検査の有効期間内の場合、狂犬病の予防注射日及び抗体検査結果については、5（1）で交付した輸出検疫証明書で代用できることなどを輸出者に説明する。
- (2) 輸出犬等の輸入に当たり係留期間を最短とするために追加措置が必要な場合、輸出犬等が日本に到着するまでの間に狂犬病の予防注射の有効期間内での追加接種及び農林水産大臣が指定する検査施設での同病の抗体検査を行うよう輸出者に指導する。

別記様式第 1 号 狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸出検査申請書

別記様式第 2 号 狂犬病予防法に基づく動物の輸出検査申請書

別記様式第 3 号 犬の輸出検疫証明書

別記様式第 4 号 狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書